

原発事故時に浪江町にお住まいだった方で
「東京電力からの賠償に納得できない」とお考えの皆様へ

ADRセンターが浪江町と連携して 健診会場に出張窓口を設置します

その場で弁護士等から申立てのサポートを受けられます
健康診断を受診されない方も受け付けます（予約不要）

手続費用
無料

日時・場所

各会場とも、8:30 から 14:30 まで受け付けています

令和5年

	月	火	水	木	金	土
8月	28 城山体育館 (二本松市)		30 ウィル福島 (福島市)			
9月	11 万葉ふれあい センター(南相馬市)		13 浪江町地域 スポーツセンター		15 浪江町地域 スポーツセンター	16 浪江町地域 スポーツセンター
10月	16 白河東保健 センター(白河市)	17 南東北総合卸 センター(郡山市)				
					27 新舞子ハイツ (いわき市)	

- ・ ADRセンターは中立的な立場で、原発事故の賠償について和解仲介を行う国の機関です。
- ・ **弁護士**等が間に入り、皆様と東京電力の双方からお話をお聞きして、**賠償額を算定**します。
- ・ 既に東京電力から賠償を受け取られた方、賠償について話し合い中の方、まだ話し合いをしていない方など、**どなたでも利用できます**。
- ・ 申立て段階で**証拠が手元に無くても大丈夫**です。
- ・ **追加賠償（第5次追補）**についても申立て可能です。
- ・ これまでに全申立てのうち、**約8割で和解**が成立しています。



問合せ先 浪江町 介護福祉課 避難生活支援係

☎ 0240-34-0260（平日8時30分～17時15分）

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

☎ 0120-377-155（平日10時～17時）



ADRセンターを利用した浪江町の和解事例を紹介します

聴覚障害及び視覚障害を有しながらの避難生活を余儀なくされた申立人に対して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円が賠償された。(避難所での生活期間中である平成23年3月分及び同年4月分についてはさらに月額1万2000円の増額)



和解合計金額 約**512**万円
令和元年10月4日成立 公表番号1610

自宅で野菜を栽培し、米を近所からもらい受け、魚介類は漁師として採取することで入手できていたが、原発事故後にはこれらを購入せざるを得なくなったとして、**食費増加費用相当額が賠償**された。



和解合計金額 約**166**万円
令和2年12月4日成立 公表番号1732

避難後に認知症を発症した親族の介護に専従せざるを得なくなった期間について減収分の10割、デイサービスが利用できるようになった期間についてはその頻度に応じて減収分の5割から2割5分が就労不能損害として賠償された。



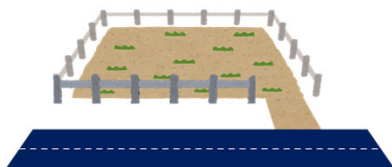
和解合計金額 約**1283**万円
令和2年11月2日成立 公表番号1723

申立人夫婦が夫の両親と、避難先が手狭であったことや夫婦の勤務の都合からやむを得ず別離したことを考慮し、申立人夫（世帯代表者）に対して月額3万が賠償された。(平成23年3月は3万6000円)



和解合計金額 約**171**万円
令和4年5月19日成立 公表番号1853

登記上の地目は畑だが現況は空き地の土地について、**同土地が都市計画法の定める用途地域内に所在し、不動産鑑定で宅地と評価されている隣接地と一体として利用されていること及び間口の狭い旗竿地（はたざおち）であること等を踏まえ、隣接地の単価の8割で算定して賠償**された。



和解合計金額 約**799**万円
令和2年5月18日成立 公表番号1681

自宅に保管していた高額の着物につき、**残価率及び立証の程度を考慮して算定した額が賠償**された。



和解合計金額 約**115**万円
令和4年6月2日成立 公表番号1858

原発事故後に浪江町に所在する墓の祭祀を承継した申立人について、**同墓の移転にかかる費用として支出した額の7割に相当する金額が賠償**された。



和解合計金額 約**307**万円
令和4年5月31日成立 公表番号1848

農機具につき**取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数を考慮し、残価率を2割、耐用年数を30年（トラクターは40年）として算定した金額が賠償**された。(直接請求手続きでの既払金は控除)



和解合計金額 約**473**万円
令和元年11月27日成立 公表番号1620

国が実施した自宅及び周辺の除染に未実施部分があり高線量のため、**申立人が帰還後に業者に依頼して実施した自宅敷地の舗装除染工事費用のうち、工事の内容を踏まえ、5割相当額が賠償**された。



和解合計金額 **131**万円
令和3年6月21日成立 公表番号1768

ADRセンターでは個別事情に応じて賠償金額を算定し直します